

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成30年9月6日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	水野智見	副委員長	安藤洋一
	委員	伊藤俊一	委員	黒川勝好
	委員	中村英子	委員	吉田正昭
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	消防長	伊藤啓二	消防本部長 予防課長	高阪洋一
職務のため 出席した者	議長	奥田信宏	議事会長 事務局長	小島昌己
	書記	飯田和泉	主任	戸崎智信
付託事件	議案第41号 蟹江町火災予防条例の一部改正について			

○委員長 水野智見君

皆さんこんにちは。防災建設常任委員会を開催しましたところ、定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に理事者の方に退席していただいたのち、所管事務調査として空家等対策協議会に所属していますので、そのことについての私からの報告と、その後公共施設のブロック塀に関することの視察に行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

定足数に達しておりますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催させていただきます。

本委員会に付託されております案件は1件です。慎重なる審議をお願いしたいと思います。審査に先立ちまして、まず町長よりご挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 水野智見君

どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第41号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、今回の条例改正についての補足説明をさせていただきます。

はじめに、条例改正に至った経緯でございますが、平成25年5月に広島県福山市で発生いたしましたホテル火災、それから平成25年2月に長崎市で発生しました認知症高齢者グループホーム火災の事案では多数の犠牲者が発生し、いずれも重大な消防法令違反でのあった建物でございました。違反対象物の公表につきましては、現在消防法令の規定により消防機関が措置命令を行った場合に違反対象物への命令内容の公示が義務づけられているところでございますが、違反の確知から命令による公示までに相当な期間要することとなるため、その間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。そのため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者に建物の危険性に関する情報をいち早く公表することにより、利用者の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて、火災による被害の軽減を図るとともに防火対象物の関係者による、防火安全体制の確立を促すものでござい

ます。

次に、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容でございますが、事前に議員各位に補足資料として配付させていただいております資料でございますが、こういった資料でございます。こちらの方を見ていただきますと、まず、公表の対象となる対象物、飲食店とか百貨店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物、病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物、その下に表で掲げてございます施設、こういったものが公表の対象になる施設でございます。こういった施設が法令の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備の設置が法令で義務づけられているにもかかわらず、これらが設置されていないもの、こういったものが公表の対象となるものでございます。

次に、公表の方法でございますが違反対象物に係る公表は、立ち入り検査を実施してその立ち入り検査結果の通知後14日を経過してもなお違反が是正されていない場合は、町のホームページにより公表をする予定でございます。

公表する事項につきましては、防火対象物の名称、所在地、違反の内容でございます。

なお、公表制度の施行でございますが、政令指定都市では平成26年4月1日まで、管内人口20万人以上の消防本部では、平成30年4月1日まで、そのほかの消防本部につきましては平成32年の4月1日までに施行するよう国のほうから通知がされているところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします

○委員長 水野智見君

はい、ありがとうございました。

それでは、補足説明も終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

いま、公表の仕方についてご説明あったのですけれど、ホームページという話なのですが、ホームページだけなんですかね。これは、皆さんに周知徹底する方法としてはホームページというのは非常に範囲が狭い見る人の。ですけど、ほかに何らの方法もないのですかね、これは。知らない人の方が結構多いと、多くなっちゃうと思うのですけど、周知の方法についてです。

○消防長 伊藤啓二君

この公表制度はですね、国のほうからの指示でございまして、とりあえず早急に周知することです、ホームページで行うことになっております。このあとは違反処理ということで、命令とかそういったほうに進めていくこととなりますので告発とか。そういったこととなりますと、建物にそういった張り紙をすとかですね、いろんな方法で住民の方に周知をするという形になってきます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうすると、改善してもらうのが一番いいことだと思うんですけど、公表するよと言って改善をしてもらって、改善しなかった場合においては命令とか告発をして、そういう施設が、そういう施設の状態のままで利用されないようにしていくということなのですね、そうしたら。はいはい、わかりました、それは。

○議長 奥田信宏君

1点だけわからないんだけど、この条例の平成32年4月1日から施行になってますでしょ。これ、全部がこうなのかもしれないけど条例をつくったらせめて、これは非常に危ないことなので、平成例えばの話、31年、来年の4月1日だとかそれが普通でないか。これ後ろにも書いてあると思う。全部そうなる。

これを例えば1年間なら1年間は猶予期間だからこの間に、こういうのをやりますとか、そういうことが書いてあればいいけど、ちょっと教えてください。

○消防長 伊藤啓二君

これは十分なですね周知期間を設けろということで。というのは、こういった設備をつけるにあたって相当な期間、設計から施工までの期間が必要なものですから、十分な周知期間を設けろということでそういった指示がございしますが、こういった今、現に違反のある対象物につきましては事前にそういった、32年から公表しますということで事前にお話しさせていただいてありますし、それまでに改善するよというふうなお話はしてございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

実際は、よそも全部この日にちにしているの。もっと近く、ということは、あそこ危ないよと言われて公表される期間が、例えばその前に3カ月とか半年ぐらいで全然進展がなかったら、おたくの場合は夏の8月なら8月から公表しますというぐらいならわかるけれど、来年の4月1日にしておいて。まだ半年以上あるでしょ、それで来年の8月でもう8カ月、9カ月あるわけだ。その間に例えば設計をやったりとか建築屋さんが入れたり、進んでいるところを公表しろとは言わないけれど、やっていないところは全部公表しますというのが普通じゃないのか。私1年以上、2年近くは、わざわざ条例つくってあって待つてのが、わたしよくわからないので。時間がかかるのはわかるのですよ、大きい建物だと設計やって、それから設計に基づいて施工がどのくらいかかるか時間的なものはわかるけれど、違うんじゃないかなと思って。どうです。もう一遍聞きたいんだけどどうして。全部例えば国が、この日に合わせなさいと言っているのか、そうなの。

○消防本部予防課長 高阪洋一君

公表の期間、事前の32年4月1日からの施行に関してなのですが、今の消防長からも説明があったのですが、一番初めに政令指定都市が26年から始まりまして、20万人以上の都市が

ことしの30年の4月1日から施行されております。それ未満の消防本部には遅くとも32年の4月1日ということで、この海部地区はですね、20万人都市以外の愛知県の市町村、消防本部は一応皆さん1年以上の周知期間を設けるということが通知がありますので、32年の4月1日からさかのぼって31年の4月1日までにはこういうことになりますという周知を行いなさいということですので、それまでに今年度中の条例改正を行って31年の4月1日以前に、こういうを行いますということを周知して32年の4月1日に施行やりたいと思っております。以上です。

○議長 奥田信宏君

非常にわかりにくい。わかりにくいというのは隣の名古屋市はもう完全にだめでしょう。それでなぜ蟹江がそれを待たなきゃいかんと言ったら、例えばダークのグレーゾーンの人は、蟹江に来たら簡単にやらなくてもいいじゃん、今の時期だと。やらなくてもいいよね。だからそれだったら非常に変な話に聞こえるけどね。だからそれが1年の周知期間と言ったら例えば来年のこの議会で言ったら来年の9月なら9月で、1年間の周知期間だからこれは法律で定めているので来年の10月1日からにしますだとか、それが普通じゃないかと。私すごい、ちょっとこだわっているので変だけれど。

○消防長 伊藤啓二君

今議長言われましたとおり、本来平成32年の4月1日までに施行しろということなものですから、早くても施行はいいと思うのですが、一応愛知県の足並みをそろえるためにですね20万以下の市町村は32年の4月1日というふうに決められております。もともと政令都市とか大都市が早く施行ということはですね、本来は公表というのは昔から消防法に基づいて指導して、命令とか告発とかということをしなさいということで、なっておるのですが、命令をかければ必ず告示、その違反对象物の公示というのは必要はなってくるのですね、ただなかなかそういった政令指定都市も含めてですね、そういった違反処理というのがなかなか進んでいない状況の中で、こういった大災害といいますか、大きな犠牲者を出す火災が発生したところ、国がそういった方向に持っていけるようにということで今回、この公表制度というのができました。とりあえずまずそういった組織が大きい消防本部からこういった体制を整えていきなさいということで順次、今に至っておるのが現状でございます。

以上でございます。

○委員 黒川勝好君

これ、町内ではありますか。

○消防本部予防課長 高阪洋一君

町内のここに該当する、まず設備、特定といいまして今の違反对象物となる建物で屋内消火栓とスプリンクラー設備、自動火災報知施設がついている建物が管内町内ですと152件がございます。その中で今現在、この公表制度に該当する建物は、以前まで7件だったので

すが今現在ですと6件。6件が今対象となっております……

○委員 黒川勝好君

大きさはどれくらいあるの。

○消防本部予防課長 高阪洋一君

いま自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備がついている建物ですね、事業所さんの中でこの公表対象とされる設置がされていないのが6件ということで、一応立ち入り検査も行いまして、毎年行い、促しているところです。公表制度に関しても32年4月1日には公表しますよということをお伝えして今現在指導中です。

以上です。

○委員 黒川勝好君

6件あるというのだけど、その建物はいつ建ったものです。

○消防長 伊藤啓二君

それぞれの建築年月日というのがうちのほうで今資料がないのではっきりお話しできないのですが、もともとは確認申請、建物を建てる時は確認申請が出てきて、消防設備もその中に入ってきて、同意をおろして建築という形になります。建物を建てる時には消防の設備の着工届けというのがありまして、こういった形で消防の設備をつけますので、それに検査を行って検査済書を出して初めてその建物が使えるようになります。今回のその6件というのがですね、その建築確認後に用途を変えたとか、それから増築をして建物を建てるのを合わせて面積が大きくなったもので当初の設備ではなくなったとか、そういったことで違反になってきたというのが経緯でございます。

以上でございます。

○委員 黒川勝好君

あれだよ、建てる時に基本的にはきちんとそういう設備をね、確認されているからつくるときはよかったんだけど今の話で増築されたり、何かやってその基準に今は満たしていないと、だからやってくれという話になるわけだね。はいわかりました。

○委員長 水野智見君

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

いいですか、ほかにないようですのでそれではこれより討論に入りますが原案に反対者の討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結し原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第41号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告につきましては、私に一任をお願いしたいと思います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後 1 時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 水 野 智 見